

3. 安心して暮らせる環境づくり

基本的な考え方

本市は、自然的環境に恵まれた住宅都市を形成していますが、一方では急速な都市化に伴い密集した住宅地や細街路等が多く、防災面や防犯面における取組みが必要となっています。また、市域には多くの河川が流れており、そのような中で、都市化の進展や農地の減少等による保水遊水機能の低下が生じているため、河川整備や十分な浸水対策が必要な状況にあります。

このことから、阪神・淡路大震災の教訓を活かし、また、本市における水害等を踏まえて、市民の生命や財産を守ることを基本に、密集市街地の改善、避難地・避難路等の整備、河川整備を中心とした総合的な治水対策を進めます。

また、地域コミュニティの強化や福祉に配慮した住環境づくり、火災時における円滑な活動を支える仕組みづくりなど、誰もが健康で安心して暮らせる、災害に強い都市づくりを進めます。

さらに、地球温暖化から化学物質や廃棄物の処理等の都市生活における環境問題を含め、市民・事業者、行政との協働による環境と共生する都市づくりを目指します。

災害に強い安全なまちの形成

1] 市街地の防災性の向上

避難施設等の整備

- ・災害時の人々の安全性を確保するために、避難路となる道路及び一時避難場所や広域避難場所となるオープンスペースを確保し、また防災拠点となる公園や公共施設等の整備と機能の充実を図ります。
- ・また、避難路の沿道及び避難場所周辺は、延焼遮断効果の高い植栽等を進めます。
- ・さらに、建物の建て替えや市街地整備に併せて細街路や行き止まり道路の解消・改善、また、防災上有効なオープンスペースの確保と緑化を推進します。
- ・河川や港湾を活用した避難・救援活動のために、河川敷や緊急船着場等の整備を進めます。

耐震・耐火性等の促進

- ・災害時の円滑な避難や防災・救援活動を確保するために、病院等の公的施設や道路・鉄道、ライフライン等の公的構造物は、耐震機能の向上に努めます。
- ・木造建物等が密集した市街地では、耐震診断を促進し、建物更新や改築に併せた耐震・不燃化を進めます。
- ・特に、避難路や避難場所周辺の建物については、積極的な耐震・不燃化の取組みに努めます。
- ・急傾斜地の崩壊や擁壁倒壊を防止する整備の指導・誘導を行います。

2] 治水対策等の推進

- ・自然環境への配慮や親水機能の整備と連携を図りながら、江戸川、旧江戸川の治水対策を促進するとともに、臨海部の護岸整備など高潮対策を進めます。
- ・市街地内の河川は、水辺の景観形成や親水機能に配慮しながら、改修等を進めます。
- ・効率的な雨水排水処理のため、下水道整備と雨水排水施設の整備、浸透施設や貯留施設整備を進め、総合的な治水対策を図ります。

3] 防災体制の充実

- ・災害時における情報を迅速、正確に伝えるために、公共施設等の設備や伝達体制の充実を図ります。
- ・災害時や緊急時に備え、地域の交通ルールづくりなどを進めるとともに、地域の連携や住民相互の助け合いなど、地域コミュニティを確立する場づくりやそのネットワークづくりを進めます。
- ・大規模地震被災後の速やかな復旧のために、都市計画マスタープランに即した、地域住民が主体の復興計画の作成や円滑な合意形成を図るための体制づくりを進めます。
- ・また、ライフラインや公共機能の迅速な復旧に向けて、平時より関係機関と連携して整備を進めるとともに、復興対策の検討を行います。
- ・さらに、災害時の帰宅困難者の対応など、近接する自治体等との連携体制づくりを図ります。



大洲防災公園

誰もが生き生きと暮らし、活動できるまちの形成

1] 安心できる安全な生活環境

- ・市街地整備や道路・公園等の公共施設の整備においては、居住者や利用者の安全を確保するために、街路灯や防犯灯等の防犯施設の設置、視界を遮らない植栽計画や建物の配置計画等を市民・事業者との協働で進めます。
- ・住宅地内の防犯性を強化するために、地域内の連携や関係機関との連携、また協力体制を担う場を備えたまちづくりを進めます。
- ・公共施設や商業施設等では、高齢者や障害者等を含む誰もが使いやすい、ユニバーサルデザインの導入を推進します。
- ・公共住宅や民間住宅については、高齢者や障害者等が安心して暮らし続けるために、ユニバーサルデザインの導入を推進します。
- ・子供たちの健やかな成長を支えるために、安全な学習の場や遊びの場の整備と充実を図ります。



妙典公園

2] 活動しやすい生活環境

- ・高齢者や障害者を含む誰もが気軽に行動し、活動に参加するために、安全な歩行者空間の確保、低床バス、拠点や公共施設等を結ぶコミュニティバスの導入などを図ります。
- ・公共施設内外の表示、まちの案内板やサイン等は、誰にでもわかりやすく、利用しやすい仕様と配置を図ります。
- ・社会の様々な人々が互いに交流し、相互理解を深めるために、高齢者や障害者を含む誰もが気軽に立ち寄り、コミュニティを形成する場の整備・充実を図ります。
- ・若い世代や共働き世帯の子育てを支援するために、保育施設や相談施設等の充実したまちづくりを進めます。
- ・誰もが生涯を通じて健康的に生き生きと生活するために、生涯学習、健康づくり、スポーツ、レクリエーションの場の整備と充実を図ります。



わかりやすい案内板

環境と共生する、持続可能なまちづくり

1] 資源とエネルギーの有効活用

- ・水資源を有効に利用するために、雨水の活用と下水道処理水の再利用を図ります。
- ・エネルギーを効率的に活用するために、コージェネレーションシステムの導入、太陽エネルギー等の活用を図ります。
- ・ごみの分別の徹底などにより、資源の再利用など、リサイクルを推進し、資源循環型のまちづくりを進めます。
- ・ごみ処理施設では、ごみの焼却に伴う余熱の有効活用と再資源化機能の整備など、総合的な施設計画を検討します。

2] 環境負荷の低減

- ・ごみの発生を抑制するために、製品の再利用や再生資源の活用を進めます。
- ・自動車交通による公害を抑制するために、環境にやさしい自動車の導入などを図ります。
- ・ヒートアイランド現象を和らげるために、植物の持つ気温低減効果を利用した屋上緑化や壁面緑化を推進します。
- ・良好な環境づくりを進めるために、化学薬品や産業廃棄物等の適正な管理・処分の徹底を図ります。
- ・河川の自然回復と環境保全を図るために、流域全体の水質改善や水量確保等の取組みを進めます。

3] 環境学習の推進

- ・環境に配慮したまちづくりに向けて、自然や環境に関する様々な活動や情報のネットワーク化を図り、環境保全に関する情報の普及を図ります。
- ・自然や環境への配慮を日常的な取組みとするために、生物の生息や生育環境の保全に努め、身近に自然と触れ合い、学ぶことのできる自然と共生するまちづくりを進めます。